

民法九四条二項の類推適用に関する判例の表現について：「類推適用」と「法意」の異同問題を基点として

七戸，克彦
九州大学大学院法学研究院教授

<https://hdl.handle.net/2324/16082>

出版情報：民事法：慶應の法律学，pp.81-123，2008-12-27．慶應義塾大学法学部
バージョン：
権利関係：



民法九四条二項の類推適用に関する

判例の表現について

——「類推適用」と「法意」の異同問題を基点として——

七
戸
克
彦

- 一 問題の所在
- 二 判旨の表現の諸相
- 三 Un 'grand' cercle vicieux ?

問題の所在

最高裁判平成一八年二月二三日判決（本稿末尾〔図表3〕【最30】⁽¹⁾）。以下、判例に関しては、同〔図表3〕の番号で掲記する。は、九四条二項の類推適用に関して、従来の判例法理の枠組みを踏み越える新判断を下した。

従来の判例の判断枠組みとは、周知のように、次のようなものであった（図表1）。

〔図表1〕 従来の判例の判断枠組み

③	意思外形非対応型	第一外形の作出に積極的関与・承認	九四二条二項・一〇条の法意	善意・無過失
②	外形他人作出型	他人の作出した外形の承認・放置	九四二条二項（単独）類推適用	善意
①	外形自己作出型	外形作出に積極的に関与	九四二条二項（単独）類推適用	善意
事案類型		本人側要件（帰責性）	根拠条文	第三者側要件（信頼）

ところが、【最30】は、本人側要件につき、外形作出への関与・承認が認められないにもかかわらず（したがって要件的には②外形他人作出型にしか該当しない）、第三者側要件につき、③意思外形非対応型の要件である善意・無過失を要求した。しかも、従来の③意思外形非対応型に関する判例の言い回しは、「民法九四条二項、一一〇条の法意に照らし」というものであるのに対して、同判決では、「民法九四条二項、一一〇条の類推適用により」という表現がとられているため、学説においては、「法意」と「類推適用」の意味の異同も争われている。以上の問題のうち、第三者側要件として無過失を要求するか否かは、九四条二項を単独で援用するか、一一〇条をも重疊的に援用するかの違いにかかっている。では、「法意」と「類推適用」の違いは、いかなる差異をもたらすか。また、判例の中には、禁反言、信義則違反、権利外観法理、表見法理といった一般原則を援用するものもあるが（図表2）、これらの挙示は、いかなる意味を有しているのか。

〔図表2〕判旨の表現の諸相

F	E	D	C	B	A
その他（九三条（類推）適用、一一〇条（類推）適用など）	権利外觀法理・表見法理	法意	類推適用	禁反言・信義則違反	九四条二項直接適用
	E2	D2	C2	B2	
	E1	D1	C1	B1	
	表見法理	権利外觀法理	九四条二項の法意	信義則違反	禁反言
		九四条二項・一一〇条の法意	九四条二項（単独）類推適用	九四条二項・一一〇条（重疊）類推適用	

（１） 九四条二項類推適用法理に関する判例の総合研究としては、中舎寛樹「日本法の展開（三）判例の法形成——無権利者からの不動産の取得」広中俊雄・星野英一（編）『民法典の百年Ⅰ全般的考察』（有斐閣、平成一〇年）三九七頁があり、その後の判例を補完した業績として、久須本かおり「九四条二項類推適用あるいは九四条二項・一一〇条重疊的類推適用の限界（二）」（二・完）愛知大学法学部法経論集一七二号（平成一八年）一頁、一七二号二一頁がある。本稿末尾〔図表3〕のうち、①【下47】までは、中舎・前掲四四二頁の挙示する裁判例、②【下48】から【最30】までは、久須本・前掲「（二・完）」一五六頁により補追された裁判例、③【大0】【下0】【最0】ならびに枝番号【a】【b】……を付した裁判例は、筆者（七戸）がさらに補充を加えたものである。なお、紙幅の制約上、本稿では、裁判例のすべてには言及していない。本文では、その中から、とくに禁反言の系譜に焦点を当てて論じたが、このほか、九四条二項類推適用を論じた従来の学説が触れていなかった類型として、譲渡担保権者から善意で不動産を取得した者を保護する判例類型があり（古くは【大0】、戦後の判例では【最14a】【最20a】など）、この類型に関しては、一七七条との関係が問題となってくる。

二 判旨の表現の諸相

1 禁反言

判例において、「C1」九四条二項類推適用法理が登場したのは、戦後、昭和二十九年の【最1】に始まる。では、それ以前の時代において、仮装行為を信頼して取引関係に入った者は、まったく保護されなかったのかといえ、そうではない。この時代、無権利者からの取得者を保護する機能を営んでいたのは、「B1」禁反言（エストoppel）の法理であつた。「C1」九四条二項類推適用法理は、この「B1」禁反言の法理を直接適用する戦前の判例理論を承継する形で登場したものである。

（一）理論の登場時期

禁反言の法理に関する判例は、現行民法制定期より存在する。この時代の弁護士職は、英法学派が主流を占めていたため、彼らは、日本の法廷において、このコモン・ロー上の基本原則を援用したのである。これに対して、大判明治三十一年一〇月一日民録四輯九卷二〇頁は、①「所謂禁反言ノ法則ハ我邦ニ於テモ之ヲ認メラレタルモノニアラス」としてはねつけたが、しかし、その一方において、②「仮ニ同法則ノ精神ハ一個ノ法理トシテ本国ニ於テモ之ヲ認ムヘキモノトスルモ」との仮定の下に、具体的な要件判断も行っている（ただし、結論的には、本件事案は「禁反言ノ法則ヲ適用スヘキ場合ニアラス」と認定された）。

だが、その後、昭和期になって、判例は、禁反言の原則を肯定する立場に転じた。⁽²⁾この言葉が登場するのは、大判昭和十一年四月二八日民集一五卷六五七頁、大判昭和十二年二月一八日民集一六卷一八六二頁、大判昭和十三年二月一二日民集一七卷一三三頁における当事者の主張以降のことであるが、しかし、いずれの判決も、当事者の主張を排斥している。ところが、上記判決の四日後、【大3d】は、建物所有者が旧建物の登記を新建物

の登記であるかのように仮装して第三者との間で抵当権を設定した事案につき、表示どおり抵当権設定者としての責任を負うのは「禁反言ノ法理ニ考フルモ当然」と判示するに至った。すなわち、わが国の判例における禁反言原則の承認は、他ならぬ不動産登記の分野から始まったのである。

なお、同判決以降は、種々の紛争類型において、禁反言の主張がなされるようになるが、なぜ、昭和十一年以降、禁反言の主張が連続して登場したのかといえ、これには、伊澤孝平『表示行為の公信力』⁽³⁾の刊行が影響したものと推測される。⁽³⁾それゆえ、「禁反言」構成の具体的内容もまた、伊澤・同書の影響下にあると解されるところ、伊澤は、「Ⅰ」「英米法とわが法制とは其の体系を異にする関係上、本制度を其の儘移してわが法律制度の中に織り込み、直ちに英米法系におけると同様な活躍を為さしめることは困難である。併し元来人間に普遍的なる正義の要求、衡平の理念より生じた制度であるから、他の諸々の文化現象と同じく国境を知らざるものであり、わが国に於いて其の長を採り短を捨て、共同的精神的所有物として発達せしめることには何等の支障もない」、「Ⅱ」「我が私法中にも本原則は各所に採用せられて居り」、「Ⅲ」「判例も本原則の支配を確認して居る」と述べていた。

このうち、「Ⅰ」は、自然法的な観点に立って（あるいはまさにコモン・ローとして）禁反言の法理の直接適用を考えているようにも読めるが、これに対して、「Ⅱ」において、直接適用されるのは、当該条文・法制度であって、禁反言は、当該規定の解釈（限定解釈や拡張解釈）を行う際の解釈基準・指針として間接的に機能するにとどまる。これは、信義則の有する二つの機能——①契約や法規に対して単なる解釈指針として働くにすぎない場合と、②より積極的に契約・法規を補充・修正する場合の違い、あるいは、民法一条一項（公共の福祉）や二条（個人の尊厳と両性の本質的平等）は、①個々の条文の解釈指針として働くにすぎないか、それとも②具体的法規範性をもって直接適用されるかの対立、あるいは、憲法学の領域における、憲法規定の私人間効力に関する①

間接効力説と②直接効力説の対立と同様のものである。一方、〔Ⅲ〕は、禁反言法理を判例法として位置づけるように読め、このような理解に立った場合には、上記〔Ⅰ〕自然法的発想による法源性の承認と同様、禁反言原則は②具体的法規範性を有し、当事者間を直接に規律することとなる。

（二）その後の展開

では、どうして判例は、戦後、昭和二九年になって〔C1〕九四条二項「類推適用」構成へと変化したのか。

〔下0〕の次のような判旨からすれば、イギリス法上の法原則である〔B1〕禁反言については、日本において条文根拠がない点が問題視されたようである（以下、真の権利者をA、仮装名義人をB、第三者をCの表記で統一する）。

英米両国の判例法上の原則である禁反言の法理がそのまゝ、法規として、現在の日本国の裁判所を拘束し又は日本国内の社会における事実関係に適用されるべきか否かの問題は別としても、Cは本件において具体的に英米国のいかなる判例にあらわれた原則を本件に援用しようとしているのか、又抽象的に、どのような法理を禁反言といっているのか明かでないが、仮に、特定の第三者又は一般第三者に対し一定の事項について或る表示を為したものは、その第三者又は一般第三者中の或る者がその表示を信頼して、或る行為を為したため右表示を為したものが右表示と異なる主張を為すと、右行為を為した第三者が不利益を被る場合には、右表示者は右表示に拘束され、之と異なる主張を為しえないという原則をいうのであるとすれば、本件において……Aが右許可申請又は竣工届に記載した事項に拘束されるという趣旨の禁反言の法理のあることについては之を認めるに足る証拠がない。

このほか、〔C1〕九四条二項「類推適用」構成が採用された背景としては、〔最1〕登場の前年、〔最0〕〔最0a〕において、当事者の〔A〕九四条二項の直接適用の主張ならびに従来型の〔B1〕禁反言の主張がなされてい

たことも影響しているように思われる（いずれも登記名義人に対する農地買収処分の有効性が争われた事案。しかし、両判決の直前に最（大）判昭和二八年二月二八日民集七卷三二号一五七頁が、農地買収に関しては私法規定の適用はないとしていたため、これを理由に、両判決とも当事者の主張は排斥された）。

一方、以上のような背景事情の下に登場した【最1】の〔C1〕「九四条二項類推適用」構成と、従前の〔B1〕「禁反言」構成の關係に関しては、【最1】の上告理由が「私は此際英法エストッペルの原則により救済されている諸制度殊に Estoppel by Representation の制度の精神を我民法第九十四条の解釈に移入し我司法権の權威に対する国民の信頼を高めることを期待するものである」と述べている点に注目したい。この主張は、禁反言の機能を、①九四条二項を適用する際の單なる解釈指針として位置づけるもののように読めるが、しかし、これは、禁反言はイギリス法上の概念であつて日本における条文根拠がない、との前示批判を免れるための單なる便法にすぎないようなものと思われ、むしろ、ここで直接適用されているのは、依然として、②戦前以来の禁反言則であるようにも見える。そもそも種々存在する第三者保護規定の中から九四条二項を選択したこと自体、おそらくは上記農地買収に関する先行判例を参照したためであつて、必ずしも合理性はない（純理的に言えば、一九二条の動産即時取得の規定を準用するか、あるいは戦後新設された一条二項を援用するほうが、まだ説得力がある）。

他方、【最1】によつて〔C1〕「九四条二項類推適用」構成が確立された後の裁判例においても、この構成に依拠せず、①戦前以来の〔B1〕「禁反言」構成、あるいは、②戦後新設された一条二項に基づく〔B2〕「信義則」構成によつて処理される事案類型が存在している点にも留意しておきたい。このうち、①の類型は、夫Aが建物の増築部分につき妻B名義の虚偽登記を経由して第三者Cに抵当権を設定させた事案（下3a）、父Aが子B名義の登記を経由した事案（下3b）【下8a）、競売不動産の賃借人Aが虚偽の賃借権登記を経由して競落人Cを欺罔した事案（下12c）であつて、眞の権利者Aに第三者Cに対する明確な欺罔の意思が認められるケース

——真の権利者Aと第三者Cの利益バランスに関して、Aの帰責性が圧倒的に大きい類型——である。一方、②の類型は、（真の権利者Aと第三者Cとの間の紛争ではなくして）仮装名義人Bから第三者Cに対する請求事例であるが（九四条の無効は、真の権利者A・虚偽表示の相手方Bのいずれも主張可能なはずであるが、第三者Cとの利益バランスは、対Aと対Bとでは大きく異なる）、この事案に関する判例の態度は若干動揺し、【下1a】の【B2】「信義則」構成の後、【下9a】は従来型の【B1】「禁反言」構成を採用したが、最高裁判例【最3b】【最22a】により【B2】「信義則」構成に確定した。

なお、以上①②の類型のうち、①の類型に関する裁判例の多くは、第三者C側の信頼（善意）要件を問題にしていない。他方、②類型に関しても、今日の【B2】「信義則」構成にあつては、第三者の主観的態様を問題としていない。このように、【B1】禁反言・【B2】信義則といった一般条項を直接適用した場合には、【C1】九四条二項類推適用におけるような条文の文言（ここでは第三者の「善意」）の足枷から完全に自由になる。

2 九四条二項の「類推適用」

（一）理論の登場時期

その一方において、新たに定立された【C1】九四条二項「類推適用」構成も、従前の【B1】「禁反言」構成に向けられた批判から免れることはできなかった。他ならぬ【最1】判決においてすら、「法理上の根拠を詳にしないのであるから、にわかに替同することはできない」との少数意見（藤田八郎裁判官）が付されたのである。この点もまた、【C1】九四条二項の類推適用なる法律構成の実体が、従前の【B1】「禁反言」構成に向けられた批判をかわすための単なる便法にすぎなかったことを窺わせる。すなわち、【C1】「類推適用」構成の正体は、少なくとも当初段階においては【B1】「禁反言」構成に他ならなかった。

ところが、その後昭和三七年になってようやく現れた二番目の最高裁判例【最2】の時代になると、事情は、若干変わってくる。問題は、同判決が、【最1】の判旨の表現「民法九四条二項を類推し」に従わず、「民法九四条二項の法意に照し」との表現を用いている点にあり、【最2】の調査官解説は、前掲伊澤『表示行為の公定力』を引用しつつ、【最2】にいう「民法九四条二項の法意」とは、虚偽の外観の作出行為よりは、その長期間の放置に対する【B1】禁反言の法理の適用を意味するとしている。ここには、禁反言の機能に関する「使い分け」ないし「機能の限定」が存する。すなわち、①第一の場合は、禁反言が九四条二項の適用に関する単なる解釈指針としての機能しか有さない場合であって、そこで適用されるのはあくまでも九四条二項であるから、第三者保護のための要件は、九四条二項の規定する要件に拘束される。したがって、当事者A・B間に「通謀」がない場合には、要件を満たさず、第三者は保護されない。これに対して、②第二の場合は、禁反言が具体的法規規範性をもって直接適用される場合であって、この場合の九四条二項は、単に禁反言則に条文根拠を与えるための便宜的存在にすぎず、要件判断はあくまでも禁反言に関するそれに基づきなされるから、「通謀」要件は必ずしも必要ではない。そして、この場合には、九四条二項の要件判断とは無関係になるから、この場合に関しては、「類推適用」の表現を用いず、「法意」の表現を用いるのだ、と。以上の結果、一般条項たる【B1】禁反言が直接適用される場面は、「通謀」がない場合に縮減されることとなった。

なお、昭和四十一年の【最3】の調査官解説も、同様に、真の権利者AがBの承諾を得ずにB名義の仮装外観を作出した場合——すなわち「通謀」要件が欠ける場合——には、「民法九四条二項の類推適用では解決することできず、禁反言の法理または信義則等を適用せざるを得ないであろう」としている。

(二) その後の展開

だが、①九四条二項の「類推適用」と②その「法意」であるところの禁反言の直接適用とを隔てる基準である

「通謀」要件に関しては、すでに【最2】【最3】当時より崩壊が生じていた。まず、〔Ⅰ〕真の権利者A側の態様に関しては、いわゆる外形他人作出型につき、虚偽の外観に対するAの放置を、Bとの間の通謀と同等のものと評価する操作を通じて、【最1】の立場が推し及ぼされた（最初期の裁判例として【下2】。その後、【下5】【下7】【下8】。これに対して、〔Ⅱ〕名義人B側の態様に関しては、さらに端的な処理が行われた。すなわち、外形作出に関するBの意思的関与がまったく認められない事例についても、【最1】の〔C1〕九四条二項の類推適用の法律構成が採用されたのである（【下4】【下6】【下11】）。

そして、以上のような「通謀」要件の〔Ⅰ〕緩和および〔Ⅱ〕不問の措置は、上記【最3】から四年後の昭和四五年になって、最高裁の採用するところとなる。まず、〔Ⅰ〕A側の態様に関して、【最10】は、Aの事後的な「明示または黙示の承認」がある場合にも、前示【最1】の立場が妥当する旨を判示するに至った（なお、判旨は、【最1】の用いる「類推適用」の表現ではなく、「民法九四条二項の法意に照らし」の表現を用いている）。一方、〔Ⅱ〕B側の態様に関しては、【最12】が、「右登記について登記名義人の承諾のない場合においても、不実の登記の存在が真実の所有者の意思に基づくものである以上、右九四条二項の法意に照らし、同条項を類推適用すべきものと解するのが相当である」旨を判示するに至ったのである。

その結果、通謀あり〓九四条二項類推適用、通謀なし〓禁反言・信義則直接適用という区別は、もはや成り立たなくなったが（しかも【最12】は「法意」と「類推適用」の用語の両方を用いている）、にもかかわらず、【最12】の調査官解説は、①九四条二項の「類推適用」と②同条項の「法意」である禁反言・信義則の直接適用の区別を維持している。^⑧もつとも、同解説中には、①「九四条二項の類推適用という構成は、その判断根拠を実定法に求めるための解釈上のテクニクに他ならない〔から、法文の要求する「通謀」要件〕に拘泥する実質的理由はない」との記述も認められ、この記述に従うならば、むしろ①「類推適用」の事案もまた、直接適用されているの

は禁反言・信義則の側であつて、九四条二項は、単に条文根拠を求めただけの便宜的存在にすぎないことになる。

3 九四条二項十一〇条の「法意」

ところで、「類推適用」と「法意」の異同をめぐる論議は、今日に至るまでに四回生じた。その第一は、上記外形自己作出型に関する【最2】の「民法九四条二項の法意」なる表現と、リーディングケース【最1】の「民法九四条二項を類推し」の表現の異同であり、第二は、意思外形非対応型の事案に關して、第三者の無過失を要求した【最5】の判旨「民法九四条二項、同法一一〇条の法意」の表現と、上記【最1】の「類推」の表現の異同であつた。第三次の異同問題は、昭和四五年の二つの判決【最10】【最12】の表現であつて、両判決もまた、当事者側の「通謀」要件を緩和ないし撤廃する際に、「九四条二項の法意に照らし」の表現を用いた。そして、通算四回目となるのが、本稿冒頭で紹介した平成一八年【最30】の「民法九四条二項、一一〇条の類推適用」の表現と、【最5】以降の判例の判旨「民法九四条二項、同法一一〇条の法意」の表現の異同ということになる。

(一) 理論の登場時期

そもそも「法意」という言葉自体は、明治初期から頻繁に用いられており、「法意ニ照シ（徴シ・鑑ミ）」の表現を用いる裁判例は、民事・刑事を含めて、戦前の大審院判例だけでも一七〇例を超える（民法九四条二項関係では【大3a】【大3b】）。また、同様の表現として「精神ニ照シ（徴シ・鑑ミ）」との言辭を用いる判例も、やはり戦前だけで一五〇例以上を数える（民法九四条二項に關しては【大3c】【大3f】【大3g】）。

一方、戦後においても、「法意（精神）に照らし（徴シ・鑑ミ）」の用例は、最高裁判例だけでも三〇〇例を超えるが、九四条二項に關していえば、この表現を用いる裁判例は、上記戦前の判例の存在にもかかわらず、戦後いったん姿を消す。そして、それが再び登場するのは、上記第一回目の異同問題を引き起こした【最2】であつ

たから、戦前の判例との関係は、断絶しているという見方。

他方、【最2】以降の「法意」なる言辭を用いる九四条二項関連の判例を見てみると、文章全体の言い回しは非常にバリエーションに富んでおり、「法意」の用語を用いているか「類推適用」の用語を用いているかという点のみで、九四条二項（十一〇条）を適用しているのか、禁反言・信義則の側を適用しているのかを決することはできないように見える。そこで、第一・第三回の異同問題の類型である九四条二項単独型、第二・第四回の異同問題の類型である一一〇条重畳型の順に、判旨の表現を分類すると、以下のようになる。

(1) 九四条二項単独型

① 「九四条二項の法意に照らし、……善意の第三者に対抗しえない」……第一次異同問題を引き起こした【最2】の言い回しであり、【下3c】【最2a】【最10】【下31】がこれに倣っている。確かに、これだけ情報量が少ないと、「法意」という表現一点のみから、異同を推測するしかない。

② 「九四条二項の法意に照らし、同条項を類推適用すべきである」……第三次異同問題に関する【最12】の記述であり、「類推適用」≡九四条二項の問題、「法意」≡禁反言・信義則の直接適用の分類は、これでは成り立たない。

③ 「〔「通謀」要件を欠く場合には〕直接民法九四条二項にはあたらないが、同条及び同法一〇九条、一一〇条の善意の取引者保護の精神からして、右九四条二項の類推適用により、〔善意の第三者に対抗できない〕……【下5】の説示である。無過失が要求されていないことからすれば、表見代理の規定には重きが置かれていないのであろう。

④ 「信義則にてらし、民法第九四条第二項の規定の趣旨にそつて、無効を対抗できない」……【下12】の表現である。なお、当事者は、〔C1〕民法九四条二項の主張と、〔B1〕禁反言・〔B2〕信義則違反の主張を、別

個独立に行っているから、判旨の上記表現も、両者を別物と理解するものようである。

- ⑤ 「民法九四条二項の法意、外觀尊重及び取引保護の要請ないし信義則の適用により、〔善意無過失の第三者に對抗できない〕」……【下25】の判旨であるが、この表現では、④と同様、民法九四条二項、外觀尊重及び取引保護の要請、信義則の三つを、別個独立の第三者保護のための具体的法律構成と解しているように読める。

(2) 九四条二項＋一一〇条重畳型

- ⑥ 「善意無過失の第三者に対して、責に任ずべきことは、民法九四条二項、同法一一〇条の法意に照らし、外觀尊重および取引保護の要請というべきだからである」……第二次異同問題に関する【最5】の説示であり、【最11】は、これをほぼ忠実に再現する。ここでは「外觀尊重および取引保護の要請」という表現の側にも注目しておきたい。

- ⑦ 「民法九四条二項、同法一一〇条の法意に照らして、〔善意無過失の第三者に對抗できない〕」……⑥と比較した場合、「外觀尊重および取引保護の要請」の記載が存在しないが、かかる表現をとる裁判例は、⑥よりも多い（【最17】【最21】【下23 b】【下31】【下36】【下47 a】【最28】）。

- ⑧ 「〔本件Aの行為を〕民法九四条二項及び一一〇条の法意である外觀法理の適用の前提たる外觀作出行為とみることも相当でないというべきである。』……【下34】の表現であり、⑥と比較した場合、「外觀法理」が「民法九四条二項及び一一〇条の法意」の具体的内容である点が明瞭である。【下47 c】「民法九四条二項、一一〇条の法意に照らし、右無効は善意・無過失の転得者に対抗できないと解するべきである。ただし、この場合に外觀を信頼した転得者の取引安全を保護する必要がある〔からである〕」の論理関係も同様である。

⑨ 「民法九四条二項、一一〇条の法意と外観尊重及び取引保護の要請に照らし、善意の第三者に對抗できない」……【下36】【下37】の説示である。⑧とは反対に、「九四条二項、一一〇条の法意」と「外観尊重及び取引保護の要請」が別個独立・並列的な存在であるかのように読める。

⑩ 「民法九四条二項、一一〇条の法意に照らし、「善意の第三者に對抗できない」「右主張のように、不実登記につき民法九四条二項、一一〇条の基礎にあるいわゆる権利外観ないし禁反言の法理を援用することは」「右法理の援用が肯定されるためには」……【下39】の説示である。ここでは、「民法九四条二項、一一〇条」を主張するのではなくして、その基礎にある「権利外観ないし禁反言の法理」の直接適用が想定されているように読める。

以上の裁判例の概観からは、さしあたり、次の諸点を指摘することができるだろう。

まず、第一次異同問題をもたらした【最2】は、【最1】の〔C1〕「類推適用」構成を否定し、かつての〔B1〕「禁反言」構成に復帰する意図をもって、「法意」の用語を用いたようにも見える。これに対して、第二次異同問題を生ぜしめた【最5】にあつては、上記【最2】とは正反対に、【最1】の〔C1〕「類推適用」構成を意思外形非対応型に拡張しようとする際、【最1】の判断枠組みが障害になったことが（すでに触れたように、この時期にはまだ「通謀」が要件とされていた）、「法意」なる表現を用いた理由であつたように見える。「通謀」要件を緩和・撤廃した第三次異同問題に関する【最10】【最12】も同様であろう。一方、その後の裁判例における「法意」の用語の使用は、先行する判例法理と表現を完全一致させることで、先行判例の立場をそのまま引き継ぐ旨を明示する機能を有している。

（二）その後の展開

だが、その後、近時の裁判例においては、次のような傾向が生じている。

第一に、近時の裁判例においては、「法意」なる表現を用いる裁判例が減少し、「法意」と「類推適用」の差異に拘泥せず、「類推適用」の用語を用いる傾向が常態化している。その背景には、九四条二項「類推適用」法理が、いまや確固たる判例法理として一般に定着したこと、また、この法理の本人側要件が極端に緩められた結果、その守備範囲が大きく拡大したことがある。こうした今日の状況からすれば、【最5】以来の「法意」の表現に對して、【最30】が「類推適用」の表現を用いたのも、「古い時代のように用語に拘泥しなくなったから」というのが、事の真相なのかもしれない。⁽¹⁰⁾ただし、かつての第一次・第三次の異同問題と同様の問題意識を持っていたのだとすれば、本人側の帰責性要件を極端に軽減したことが、従来の判断枠組みを外れると考え、従前の判例理論と区別するために、意図的に異なる用語を用いた可能性もある。

第二に、近時の裁判例においては、九四条二項類推適用論の留まるところを知らない拡張にもかかわらず、奇妙なことに、第三者保護のための法律構成は、九四条二項類推適用法理に収斂せず、かえって多様化している。上述した〔B1〕禁反言則・〔B2〕信義則の主張の独立化（それは、取りも直さず【最1】の〔C1〕九四条二項「類推適用」構成以前の見解の復活である）のほかに、注目すべき傾向として、【最5】の〔D2〕九四条二項・一一〇条の「法意」構成の「解体」現象を指摘することができる。すなわち、近時の裁判例においては、当事者の〔D2〕九四条二項・一一〇条の「法意」の主張を、〔C1〕九四条二項単独の「類推適用」と、〔F〕一一〇条の「類推適用」という、別個独立の二つの主張がなされたと評価して、両者を独立別個に判断する裁判例が増えている。

4 権利外観法理

ところで、上記【最5】は、「民法九四条二項、同法一一〇条の法意」とともに（あるいは「法意」の具体的な内容として?）「外観尊重および取引保護の要請」を挙げていた。

（一）理論の登場時期

イギリス法起源の「B1」禁反言に劣らぬ程度に、ドイツ法起源の「E1」権利外観がわが国に紹介された歴史も古く、この用語は、学説にあつては、すでに戦前より広く定着していた。しかしながら、興味深いことに、判例においては、「B1」禁反言が、伊澤『表示行為の公心力』以降一世を風靡したのに対して、「E1」権利外観法理の側は、判例評釈等における学者の言及にもかかわらず、判例にはまったく反映されなかった。

判例において、この概念がはじめて登場するのは、戦後、昭和三〇年代以降のことであり、東京高判昭和三四年二月二十八日下民集一〇巻二四三〇頁（商法二八条の公告の事案）における当事者の主張を嚆矢とし、裁判所の判断としては、福岡高判昭和三六年六月一三日高民集一四巻四号二九〇頁「商法第一八九条、旧第三七〇条（現第二八〇条の一四）は、……いわゆる表示による禁反言ないし権利外観法理の一顕現といふべきである」、最高裁では、最（三小）判昭和三七年五月一日民集一六巻五号一〇三一頁の上告理由「商法第四十二条は、……ドイツ法に於ける外観法理又は英米法に於ける表示による禁反言法理と同一の精神にもとづくもので、商法の外観主義の発現にほかならない」、判旨では、最（一小）判昭和四三年一〇月一七日民集二二巻一〇号二二〇四頁「表見支配人に関する商法の規定（商法一四条・四二条）が外観理論ないし禁反言の法理に基づくもの」が最初であるが、これらがいずれも商事判例で、しかも、権利外観法理を禁反言と同一物と位置づけている点が目を惹く。すなわち、わが国の判例における権利外観法理への言及もまた、禁反言と同様、伊澤『表示行為の公心力』の影響を受けたものであることが知られる。

さらに、ここでは、前示【最五】が、右昭和四三年一〇月一七日判決と同日付にて、同じ第一小法廷判決により下された判決であったことも指摘しておきたい。¹³ 九四条二項類推適用の領域における権利外観法理は、民法学者によりドイツ法から直接輸入されたものではなく、商法学者によって、イギリス法の禁反言と同様の概念であ

るとの理解の下に、戦後昭和三〇年～四〇年代になってようやくわが国の判例の知るところとなったのである。

(二) その後の展開

【最5】の定立した〔D2〕九四条二項十一〇条重畳型「法意」構成のその後の展開過程については、すでに触れた。ここでは、同構成における「外観尊重及び取引保護の要請」の意味するところが、実は〔B1〕禁反言と同義であったこと、さらに〔B1〕禁反言は、やはりドイツ法系の〔B2〕信義則の一適用例に他ならないとされ、その結果、〔B1〕禁反言＝〔B2〕信義則＝〔E1〕権利外観法理の三者が同義と解されていることを確認するにとどめる。

一方、右重畳型以外の類型（＝単独型）において、権利外観法理を掲げる裁判例が現れるのは、昭和五〇年代も後半になってからであり、しかも、そこにおいて、権利外観法理は、常に禁反言とワンセットで提示される。最も早いのは、【下34b】の当事者の主張であり、裁判所の判断では、【下35】が最初である（なお、同判決においては、九四条二項類推の法律構成ではなくして、「禁反言もしくは権利外観法理」が直接適用されている点が注目される）。

その後の裁判例においても、禁反言と権利外観法理は同一物と評価されており（【下41】「第三者は」善意であったとはなし難いから、かかる意味合いからも同法条（九四条二項）の適用ないしは禁反言、権利外観の法理を肯定することはできない）。なお、【下43b】の当事者も「禁反言法理」と「外観法理」を同一物と捉え、【最26】の第一審被告国の主張も「禁反言ないし権利外観法理により、登記を信頼した善意の第三者である被告国に対抗することはできない。」というものであった）、かような理解は、おそらく今日においても維持されているのであろう。

さて、ここにおいて再びわれわれは、先の「法意」と「類推適用」は同義か否かと同様の、用語法の問題に突き当たる。ドイツ法の権利外観法理を知る者にとっては、大いに違和感を覚えるところであらうが、少なくとも

判例においては、「B1」禁反言と「E1」権利外観法理は同義である。それゆえ、判例が「E1」権利外観法理の用語を用いている場合、ドイツ本流の権利外観法理の要件・効果を念頭に置くのは危険であり、むしろそれをイギリス法の「B1」禁反言と読み替えて、その要件・効果を思い描くのが無難ということになる。

5 表見法理

九四条二項類推適用関連の判例においては、さらに、「E2」「表見法理」なる概念も登場してくる。ところが、この用語もまた、判例においては、上記「法意」や「権利外観法理」と同様、奇妙な言葉の問題を抱え込んでいる。

(一) 理論の登場時期

わが国の判例において、「表見代理」という用語は、大正期以降に登場してくるのであるが、これに対して、⁽¹⁵⁾「表見法理」という言葉を用いる裁判例は、戦前においては存在しない。

一方、戦後になって、「表見法理」の用語をはじめて用いたのは、東京高判昭和三十七年六月一九日高民集一五卷六号四三〇頁（上告審）であるが、同判決は、この用語を「表見代理」の意味で使用している（民法七六一条の夫婦の日常家事債務を基本代理権とする一一〇条の制限的「適用」事例）。また、最高裁判例の判旨において、判旨中でこの用語を使用しているものは、今日に至るまで存在しておらず、わずかに平成九年の【最27】の上告理由が、原審判断（後掲）を受けて、この用語を使用しているにとどまる。

なお、上記判決と同年には、「表見責任」の用語を用いる裁判例が登場している（東京地判昭和三十七年二月二〇日判時三三二五号三四頁。約束手形の偽造事例）。もっとも、この用語もまた、最高裁判例においては、昭和四〇年代の判例における上告理由中での使用を見出すにすぎない。⁽¹⁶⁾

さて、このような状況下で、九四条二項関係の判例において、「表見法理」の言葉がはじめて登場するのは、昭和五八年の【下30】における「不実登記を信頼して利害関係を持つに至った第三者が保護を受けるためには、表見法理の原則から考えて、善意のみならず、無過失をも要すると解すべき」との当事者の主張である。なお、当事者は、無過失を要求する判例法理（D2）九四条二項＋一一〇条の「法意」構成を別個主張として立てておりしたがって、前記主張は、九四条二項の単独（類推）適用の主張ということになる。

（二）その後の展開

その後しばらくの間、「表見法理」の語を用いる裁判例は現れなかった。だが、平成九年になって、次の二つの裁判例が登場する。その一は、【下50a】における当事者の主張「民法九四条二項の類推適用という表見法理をもって破産会社の債権者に不測の損害を及ぼしてよいとする実質的理由・合理性はみあたらない」であるが、当事者はこれとは別個独立に（B1）禁反言・（B2）信義則違反も主張しているから、前記（E1）権利外観法理のように、（E2）表見法理の概念を（B1）禁反言と同義と捉える発想は存在していないことが分かる。その二は、【最27】の原審判旨であり、「表見法理においては一般的に善意・無過失を要求されるのが原則であり、民法九四条二項も表見法理の一種であると考えられるものの、この場合（外形自己作出型）は、自分で外形を作った者が外形どおりの責任を負うべき場合であることを考慮すると、重過失あるいは過失のないことまでは要求されないものと解すべきである」とする。

そして、「表見法理」の語の登場する最後の例が、先にも引用した【最30】の原審（平成一五年）判旨「民法九四条二項や民法一一〇条等の諸規定を類推適用するという形で、この権利外観法理ないし表見法理を広く適用し、第三者の保護を図ってきた」であり、ここにおいてようやく（E1）権利外観法理を、（B1）禁反言・（B2）信義則違反と同義ではなく、（E2）表見法理と同義と捉える発想が見出される。

ともあれ、判例における〔E2〕表見法理の全容は、以上のような貧弱なものにすぎず、〔B1〕禁反言・〔B2〕信義則のような具体的法規範性（直接適用可能性）を有する概念としては機能していない。

なお、このほか、学説にあつては、九四条二項類推適用法理に対して、わが国の不動産登記に公信力を付与する機能を営んでいると説明されるが、これに対して、判例は、比較的最近（昭和六〇年以前）まで、かかる公信力の代替機能に関して、否定的評価しか下してこなかった（〔下9〕〔下28〕〔下37〕等）。ただし、〔最30〕の原審（平成一五年）は、この点につき肯定的評価を与えている。¹⁷⁾

（2）伊澤・後掲注（3）②一〇頁。なお、同①・五頁注（四）も参照。

（3）伊澤孝平①『表示行為の公信力——商事における禁反言——』（有斐閣、初版・昭和一二年）。その他、この時期の文献として、法律時報一二卷二二号（昭和一二年）掲載の、小町谷操三「商法改正法案に現れたる禁反言の原則」三頁、伊澤孝平②「判例に現れたる禁反言の原則」八頁、末延三次「英米法における禁反言」一六頁。なお、それ以前の時代の禁反言に関する文献に関しては、伊澤・前掲①巻末掲載の文献リスト参照。

（4）たとえば大判昭和一三年三月一六日民集一七卷四二三頁の上告理由第四点は、同書を頁数を指定して引用している。

（5）伊澤・前掲注（3）①四頁。

（6）真船・〔最2〕解説四九〇頁（注）。

（7）豊水・〔最3〕解説一一頁。なお、千種・〔最7〕解説二五五頁も同旨。

（8）横山・〔最12〕解説五七三頁以下。

（9）横山・〔最12〕解説五七一頁以下。

（10）なお、およそすべての「法意に照らし」という用言を用いる全判例（数百例）から見た場合、九四条二項に関する「法意」と「類推適用」の使い分けは、例外的（ないし異常）な用例である。その意味では、近時の用語法は、九四条二項に限って存

在する特殊な意味づけを捨て、「法意に照らし」（『解釈方法論の問題』、「類推適用」を行う（『条文操作の具体的内容の問題』という、日本語の通常の意味においてこれらの用語を用いる大多數の判例に従ったようにも見える。

(11) 本稿〔図表3〕掲記の判例に関していえば、たとえば於保・〔大3b〕評釈一六一頁、一六二頁。

(12) なお、当事者は上告審（最（二小）判昭和三十六年一月一日民集一五卷九号二三二〇頁）の上告理由においても同一の主張を行っている。

(13) 鈴木・〔最5〕解説二二〇一頁は、「本判決は、レヒツシャインの法理の適用において従来の判例を一步前進せしめたものとして重要な意義を有する」とするが、ここにいるレヒツシャインは、禁反言および信義則の法理と同義と捉えられている。なお、一二〇〇頁には、商法学者による本格的なドイツ法研究である喜多了祐「レヒツシャイン法理の課題——外観法理の研究序説——」商学討究（小樽商大）二卷三号（昭和二十七年）四一頁も引用されているが、結局、調査官解説は、イギリス法側に傾斜している（本件については、英法で認められている過失禁反言（estoppel by negligence）が参考になるかも知れない）一二〇二頁（注一）参照。

(14) 伊澤・前掲注（3）①四頁。

(15) 大判大正九年一月一日民録二六輯一七一四頁における当事者の主張を嚆矢とするが、判旨で「表見代理」の用語を用いるのは、戦前の裁判例においては、大判昭和十一年一月三日民集一五卷二〇三五頁、大判昭和十四年一月二八日法律新聞四三八二号一三頁、大阪区判昭和十四年五月二日法律評論二八卷民訴二二九頁の、三例のみである。ただし、「表見」という言葉は、早期から用いられている。明治三十二年二月一日民録五輯二卷九頁「表見ノ相続人」、大判明治三三年六月七日民録六輯六卷一五五頁「表見ノ所有者」、大判明治三四年三月二日民録七輯三三六九頁「表見相続人」など。

(16) 最（三小）判昭和四二年六月六日判時四八七号五六頁、最（三小）判昭和四六年二月二三日民集二五卷一五一頁。

(17) 福岡高判平成十五年三月二八日判時一八四二七二頁。「よって検討するに、民法の通謀虚偽表示や表見代理における第三者の保護に関する諸規定は、権利者の側に不実の外形（登記や代理人たる地位など）を作出したことについて帰責事由がある場合に、その外形を信じて取引関係に入った第三者を保護するといういわゆる権利外観法理ないし表見法理の具体的な現れとみることができる。そして、これまでの多数の判例が、民法九四条二項、民法一〇九条、一一〇条、一一二条をそのまま適用

できる典型的な事例だけでなく、ある紛争の事実関係がこれらの規定が要件とする事実関係に類似している場合にも、当該紛争に民法九四条二項や民法一一〇条等の諸規定を類推適用するという形で、この権利外観法理ないし表見法理を広く適用し、第三者の保護を図ってきたことは周知の事実である。そして、このような判例法理は、登記に公信力を認めていない民法の下においても、一定の場合には登記に公信力を付与したのと同様の機能を営む結果となったのである」。

三 Un 'grand' cercle vicieux ?

本稿冒頭で提示した【最30】をめぐる議論のうち、判旨の表現「類推適用」と「法意」の異同の問題は、結局のところ、過去三回の同種の議論を踏まえたものか、それとも両者の相違の歴史に拘泥せず一律に「類推適用」の表現を用いる近時の一般的傾向を反映したものかにつき、確証を得られないまま終わった。

しかしながら、ここにいう「法意」の具体的内容として判例の掲げる種々の諸原則——〔B1〕禁反言・〔B2〕信義則・〔E1〕権利外観法理・〔E2〕表見法理等——をも視野に入れたうえで、九四条二項類推適用の問題を改めて捉え直した場合、そこからはいくつかの興味深い知見が得られる。

第一に、今日の大方の学説は、判例における九四条二項類推適用の無限定な拡大に批判的であるが、これに対する歯止めのかけ方には、次の二通りの方向性が存在している。〔I〕その一は、類推適用の射程距離を、九四条（一）二項の本来の適用範囲に近づける形で収めようとする考え方であり、〔II〕その二は、九四条二項が権利外観法理ないし表見法理を具体化した規定であることに鑑み、本人側の帰責性と第三者側の信頼の態様の相関をとる形で妥当な解決を導こうとする考え方である。そして、学説の多くは、このうちの〔II〕説に立っているが、本稿の考察からは、同説は、実は、自らが批判の対象としている、判例の立場そのものであったことが判

明する。すなわち、そもそも〔C〕九四条二項類推適用論は、戦前に確立されていた第三者保護法理である〔B〕禁反言構成が、その条文根拠を求めて形成したものである。その後、この一律の一般法理適用の処理は、「通謀」の有無を基準に〔a〕九四条二項の「類推適用」と、〔β〕その「法意」であるところの〔B〕禁反言の直接適用とに区分されたが、この区分は、「通謀」要件の撤廃により無意味となった。となれば、論理的には、再び全域にわたって〔β〕「法意」である一般条項の直接適用が生じてこなければならぬ。しかし、それは、まさに上記学説の方向性のうちの〔Ⅱ〕と同じものである。それゆえ、以上のような沿革・構造をもつ判例理論に対して、「〔禁反言もしくは権利外觀法理という〕一般理論に依拠することは、類推適用論による以上にあまいさを残し、涯のない拡大の危険をはらんでいる」と批判すること、あるいは、「むやみにあまいな『法意』を創造すると、条理裁判になる」と批判することは、論者がもし〔Ⅱ〕の方向性を有しているのならば、自傷行為となる。近時の新たな傾向であるかのように評価されている〔Ⅱ〕の方向性は、戦前の〔B〕禁反言説を無自覚に再現しているだけのものだからである。

あるいは、もし論者が、〔Ⅱ〕の方向性をとらず、〔Ⅰ〕の条文に忠実に適用範囲を収める方向性を考えていたとしても、その試みもまた、上記〔a〕〔β〕の区分から知られるように、われわれは過去の時代に経験済みである。ここで、仮に、〔Ⅰ〕の方向性に立脚して、消失した「通謀」要件の復活に成功したとしよう。しかし、その場合に、論者は、それまで九四条二項類推適用論の無限定な拡大により救済されていた「通謀」なき場合の第三者を、いかなる法理で救済するというのか。結局、〔Ⅰ〕説の論者にあつても、この場合には、一般条項に頼らざるを得ず、そして、かかる場合分けによる処理もまた、われわれはすでに経験済みであった。結局、このテーマに関して、われわれは、すでに先学により議論し尽くされていたことを忘れて、壮大なる堂々めぐりをしているかのような印象をもつ。

もつとも、第二に、近時の裁判例においては、九四条二項の類推適用以外の第三者保護の法律構成が盛んに主張されるようになっており、裁判所の側も、当事者の主張を分解し——たとえば九四条二項と一一〇条の重畳（類推）適用の主張を、各条項の単独（類推）適用の主張と評価し——各々につき独立の要件判断を行っている。また、当該事案においては、九四条二項の「類推適用」の解釈指針として働いているだけのように見える一般条項の主張に対しても、裁判所は、その一つ一つに対して認定を行っている。極端に範囲を拡大した今日の九四条二項類推適用法理の下では、もっぱら同法理に頼れば救済されるにもかかわらず、なぜ他の救済法理が積極的に援用され、あるいは裁判官が九四条二項の「類推適用」とその「法意」たる一般条項の一つ一つを認定する傾向にあるのか、その理由は必ずしも詳らかではないが（考えられる理由としては、近時、九四条二項類推適用が否定される例が目立って増えている点が挙げられよう）、⁽²⁾ともかくも、他の第三者保護法理の活用が活発化することになれば、これとの相対において、九四条二項類推適用に頼る余地も減少するわけであり、同法理の無限定な拡大に批判的な見解にあつては、こうした他の第三者保護法理の援用実態についても、目を向けておく必要があるだろう。

〔図表3〕 民法九四条二項の類推適用に関する裁判例

【大0】	大判明治三二年一〇月二二日民録四輯九卷二五頁	外形自己作出型	A?
【大1】	大判明治三二年六月七日民録五輯六卷一七頁	外形自己作出型	A
【大2】	大判明治四二年一月二六日民録一五輯一八頁	外形自己作出型	A
【大3】	大判大正一一年五月二三日法律新聞二〇一一号二二頁	外形自己作出型	C1?（同一二論スヘキモノ）
【大3a】	大判昭和六年五月九日法律新聞三二七三号八頁	外形自己作出型	D1（心裡留保・虚偽表示の法意）
【大3b】	大判昭和九年五月二五日民集一七卷六一三頁 ⁽²²⁾	外形自己作出型	D1（九四条の法意）、F（理由不明）
【大3c】	大判昭和一〇年一〇月四日民集一四卷一九五四頁 ⁽²³⁾	外形他人作出型	A、F（信託法三一条の法意）
【大3d】	大判昭和十三年二月一六日民集一七卷六二三頁 ⁽²⁴⁾	外形自己作出型	B1

【大3e】	大判昭和十三年三月八日民集一七卷三六七頁(26)	外形自己作出型	A (虚偽表示の撤回事例)
【大3f】	大判昭和十三年二月一七日民集一七卷二六五一頁(26)	外形自己作出型	D1 (立法の精神) + 【大3d】も引用
【大3g】	大判昭和十一年一月三日法律評論三〇卷商法二六八頁	外形自己作出型	D1 (九四条二項の精神)
【下0】	仙台地判昭和二十六年六月一日下民集二二卷六号七五五頁	外形自己作出型	B1 (否定、B2 (否定)
【最0】	最(二小)判昭和二十八年三月三日民集七卷三二〇五頁(27)	外形自己作出型	A (否定、B1 (否定)
【最0a】	最(二小)判昭和二十八年六月二二日民集七卷六号六四九頁(28)	外形自己作出型	A (否定、B1 (否定)
【最1】	最(二小)判昭和二十九年八月二〇日民集八卷八号一五〇五頁(29)	外形自己作出型	C1
【下1】	東京高判昭和三十三年八月一〇日東高民時報八卷八号一九一頁	外形自己作出型	A (無過失を判断)
【下1a】	広島高判昭和三十三年一月二二日高民集一一卷一十一頁	外形自己作出型	B2
【下2】	横浜地判昭和三十四年七月二五日日下民集一〇卷七号一五六六頁	外形他人作出型	A
【下2a】	松江地判昭和三十五年四月一五日日訟務月報六卷五号九三八頁	外形自己作出型	F (権利濫用) (B1・B2) (否定)
【下2b】	大阪地判昭和三十五年九月一四日金法二六二二号二三頁	外形自己作出型	F (九三条を適用)
【下3】	名古屋地判昭和三十五年一月一四日日訟務月報七卷一十一頁八八頁	外形自己作出型	A (否定)
【下3a】	横浜地判昭和三十五年二月一〇日日判時二四八号三一頁	外形自己作出型	B1・B2
【下3b】	水戸地判昭和三十七年六月一日訟務月報八卷八号一三三三頁	外形自己作出型	F、B1・B2
【下3c】	東京地判昭和三十七年六月二五日日下民集一一卷六号一二六六頁	外形自己作出型	D1
【最2】	最(二小)判昭和三十七年九月一四日日民集一六卷九号一九三五頁(30)	外形自己作出型	D1 (当事者はC1事例【最1】を援用)
【下3d】	福岡高判昭和三十七年九月一八日日民集一七卷八号一〇二〇頁(31)	外形自己作出型	F (登記の公信力)・B1 (否定)
【最2a】	最(二小)判昭和三十八年六月七日民集一七卷五号七二八頁(32)	外形自己作出型	D1 (第三者の善意の基準時)
【下4】	東京地判昭和三十八年一月二九日ジュリ二九七号二頁判例カード一七〇	外形自己作出型	C1
【下5】	大阪地判昭和三十九年五月一日判時三八一四一頁(【下9】控訴審)	外形他人作出型	D2・C1 (【最1】を引用)
【下6】	東京高判昭和三十九年一月二七日高民集一七卷六号四五〇頁	外形自己作出型	C1 (【最1】を引用)
【下7】	東京地判昭和四〇年三月一六日日下民集一六卷三三三四五〇頁	外形他人作出型	C2 (九四条二項・一〇九条・一一〇条)
【下8】	東京高判昭和四〇年六月一七日日判タ一八〇号一二二頁	外形他人作出型	C1

【下8a】	東京地判昭和四〇年九月二八日判タ一八四号一六九頁	外形自己作出型	B2 あるいはB1
【最3】	最（二小）判昭和四一年三月一八日民集二〇卷三三〇四五一頁（33）	外形自己作出型	C1（なお、C1とB1は異なるとする）
【下8b】	大阪高判昭和四一年四月八日高民集一九卷三三二二六頁（34）	外形自己作出型	C1（心裡留保の第三者に準用（否定）
【下8c】	東京地判昭和四一年一月二八日判時四六九号五〇頁（35）	外形他人作出型	F（九三条を適用）
【最3a】	最（一少）判昭和四二年一月一九日裁判集民事八六号七五頁	外形自己作出型	A？（C1事例【最2a】を引用）
【下9】	大阪高判昭和四二年一月二三日判時四九〇号五六頁（下5）上告審	外形他人作出型	C1（否定）
【最3b】	最（一少）判昭和四二年四月七日民集二二卷三三五五一頁（36）	外形自己作出型	B2
【最4】	最（一少）判昭和四二年六月二三日民集二二卷六号一四七九頁（37）	外形自己作出型	C1
【下9a】	大阪地判昭和四二年二月二五日判時五二七号七一頁	外形自己作出型	C1
【下10】	大阪高判昭和四三年一月三〇日金商九七号五頁	意思外形非対応型	C1
【下11】	東京地判昭和四三年八月一日判タ二二七号一九五頁	外形自己作出型	C1
【最4a】	最（一少）判昭和四三年九月二七日判時五三三六号五五頁	外形自己作出型	B1・B2（否定）
【最5】	最（一少）判昭和四三年一〇月一七日民集二二卷一〇号二一八八頁（38）	意思外形非対応型	D2 + E1（外觀尊重・取引保護の要請）
【最6】	最（二小）判昭和四三年一〇月一五日裁判集民事九三三〇二三頁	外形自己作出型	AまたはC1（入会権事例・否定）
【最7】	最（三小）判昭和四四年五月二七日民集二三卷六号九八八頁（39）	外形自己作出型	C1
【最8】	最（一少）判昭和四四年一〇月一六日昭和四四年（オ）二二八号（40）	意思外形非対応型	C1？（D2 + E1事例【最5】を引用）
【最9】	最（二小）判昭和四四年一月一四日民集二三卷一〇号二〇二三頁（41）	外形自己作出型	C1（心裡留保の第三者に準用）
【下11a】	岐阜地大垣支判昭和四四年二月一七日下午民集二〇卷二一〇二二八号（42）	外形自己作出型	D1（九四条の意図する法理）（否定）
【最10】	最（一少）判昭和四五年四月二六日民集二四卷四号二六六頁（43）	外形他人作出型	C1【最3】を引用・D1
【最11】	最（三小）判昭和四五年六月二日民集二四卷六号四六五頁（44）	意思外形非対応型	D2 + E1【最5】を引用
【最12】	最（二小）判昭和四五年七月二四日民集二四卷七号一一一六頁（45）	外形自己作出型	C1 D1【最1】【最2】【最3】を引用
【最13】	最（三小）判昭和四五年九月二三日民集二四卷一〇号一四二四頁（46）	外形他人作出型	C1【最10】を引用
【最14】	最（一少）判昭和四五年一月一九日民集二四卷二二号一九一六頁（47）	外形他人作出型	【最5】（D2 + E1事例）の趣旨からみて
【下12】	岡山地判昭和四六年一月二七日判時六二九号七九頁	外形自己作出型	B2 + D1（九四条二項の規定の趣旨）

【下12 a】	神戸地判昭和四十六年二月一九日行裁集二二卷一〇二号八五頁	外形自己作出型	C1 (否定)
【最14 a】	最(一)小)判昭和四十六年五月二〇日判時六二八号二四頁 ⁽⁴⁸⁾	外形自己作出型	C1? (条文の挙示なし)
【下12 b】	東京高判昭和四十六年七月二九日下民集二三卷七七八号八二五頁	外形自己作出型	F (背信的悪意者)
【下12 c】	鹿児島地判昭和四十六年八月一九日判時六五八号七〇頁	外形自己作出型	B1
【下13】	名古屋高判昭和四十六年十一月三〇日判時六五八号四二頁	外形自己作出型	A (入会権事例・否定)
【最15】	最(一)小)判昭和四十七年二月一七日金法六四三三三三頁	外形自己作出型	C1 (【最12】を引用)
【最16】	最(一)小)判昭和四十七年二月二四日民集二六卷一四六頁 ⁽⁴⁹⁾	外形自己作出型	A (否定、C1 (否定)
【下13 a】	東京地判昭和四十七年五月一六日判時六八五号一〇九頁	外形自己作出型	B1 (否定)
【下14】	東京地判昭和四十七年七月二七日判時六九五号八九頁	外形自己作出型	C1? D1? (虚偽表示に「類似する」)
【下15】	大阪高判昭和四十七年八月二日下民集二三卷五七八号四一四頁	外形自己作出型	C1
【下15 a】	東京地判昭和四十七年八月八日判時六九一四号四四頁	外形自己作出型	C1
【下15 b】	福岡高判昭和四十七年八月二九日下民集二三卷五七八号四三〇頁	外形自己作出型	B1 (否定)
【下15 c】	東京高判昭和四十七年十一月二〇日金商三五五五号一三頁	外形自己作出型	A、B1・B2、F (有効な所有権移転)
【最17】	最(三)小)判昭和四十七年一月二八日民集二六卷九号一七一五頁 ⁽⁵⁰⁾	意思外形非対応型	D2 (【最5】を引用)
【最17 a】	最(一)小)判昭和四十七年二月七日民集二六卷一〇号一八二九頁 ⁽⁵¹⁾	外形自己作出型	(大隅裁判官意見C1)
【下15 b】	名古屋高判昭和四十七年二月二三日判時七〇八号四五頁	外形自己作出型	C1 (当事者はE1を主張)
【下15 c】	東京高判昭和四十七年二月二六日金商三五三三三三三三頁	外形自己作出型	A? (条文の挙示なし。無過失を判断)
【下16】	旭川地判昭和四十八年一月二九日判時七〇三三六号七頁	外形他人作出型	C1
【下17】	大阪地判昭和四十八年二月二六日訟務月報一九卷五号五一頁 ⁽⁵²⁾	外形自己作出型	C1 II D1 (否定、B2 (否定)
【最18】	最(一)小)判昭和四十八年六月二八日民集二七卷六号七二四頁 ⁽⁵³⁾	外形他人作出型	C1 (【最10】を引用)
【下18】	東京高判昭和四十九年五月二九日金商四二六号八頁	外形他人作出型	C1
【最19】	最(三)小)判昭和五〇年四月二二日判時七八一七号六七頁 ⁽⁵⁴⁾	外形自己作出型	C1 (【最12】を引用)
【下18 a】	福岡地判昭和五〇年五月三〇日金商五四二二二二九頁	外形自己作出型	A あるいは C1 (組合事例・否定)
【下18 b】	東京高判昭和五〇年一〇月三〇日判時八〇四号四二頁 (上告審)	外形自己作出型	C1 (九四条二項の準用) (否定)

【下19】	大阪地判昭和五〇年一月一七日判時八一八号七九頁	外形自己作出型	C1
【下19 a】	福岡高判昭和五一年五月二〇日金商五四二七号七頁	外形自己作出型	(Aもしくは) C1 (否定)
【最20】	最(二小)判昭和五一年六月一八日金法七九八号三四頁	外形自己作出型	C1【最12】【最4 a】を引用、
【最20 a】	最(一小)判昭和五一年一〇月二一日金法八〇八号三一頁 ⁵⁵⁾	外形自己作出型	C1? (条文の挙示なし、【最14 a】を引用)
【下20】	名古屋高判昭和五一年一〇月二七日判時八四七号六四頁	外形自己作出型	C1
【下20 a】	名古屋高判昭和五一年二月三〇日高民集二九卷四号三三八頁(差戻控訴審)	外形自己作出型	C1? (条文の挙示なし)
【最21】	最(一小)判昭和五二年二月八日裁判集民事一二三三三〇三頁 ⁵⁶⁾	意思外形非対応型	D2 (組合事例・【最11】を引用)
【下20 a】	広島地判昭和五三年一月二〇日訟務月報二四卷二二〇五頁	外形自己作出型	A? (九四条二項の法理)
【下20 b】	東京高判昭和五三年一月一六日判時九一八号八三頁 ⁵⁷⁾	外形自己作出型	C1 (否定、F(二一〇条類推) (否定)
【下21】	水戸地判昭和五四年七月四日判タ三三八号一三七頁【下24】控訴審	外形自己作出型	A
【下22】	東京地判昭和五四年一月六日判時九五五号八三頁	外形自己作出型	A? C1? (当事者はC1を主張)
【下23】	大阪地判昭和五四年二月五日判時九六七号九五頁(差戻控訴審)	外形他人作出型	C1【最12】を引用)
【下23 a】	大阪高判昭和五五年二月二七日判時九六八号一〇九頁 ⁵⁸⁾	外形自己作出型	A (否定、B1 (否定)、F(二一〇条類推)
【下23 b】	福岡高判昭和五五年四月二四日判時九七四号九三頁 ⁵⁹⁾	外形他人作出型	D2
【下23 c】	東京高判昭和五五年一〇月一五判時九五八号八二頁	外形自己作出型	C1? (【最14 a】【最21 a】を引用)
【下24】	東京高判昭和五五年一月一八日判タ四三三五号一〇七頁【下21】上告審	外形自己作出型	C1
【下25】	東京地判昭和五六年三月三一日判タ四四八号一一五頁(控訴審)	外形他人作出型	D1 + E1 (外観尊重・取引保護の要請) + B2
【最22】	最(三小)判昭和五六年四月二八日民集三五卷三三三六六六頁 ⁶⁰⁾	外形自己作出型	C1
【下25 a】	横浜地判昭和五六年五月六日金商六四一四号四〇頁	外形自己作出型	A ないし C1 (否定)
【下26】	大阪地判昭和五六年七月二八日判時一〇二九号一二二頁	外形自己作出型	C1 (心裡留保の第三者に類推)
【下27】	東京地判昭和五六年八月三一日判時一〇三三三三三頁	外形自己作出型	C1
【最22 a】	最(二小)判昭和五六年一〇月三〇日家月三三四卷九号五二頁 ⁶¹⁾	外形自己作出型	B2 (【最3 a】を引用)
【下28】	東京地判昭和五七年二月八日訟務月報二八卷五号九五二頁	外形他人作出型	C1 D1 (当事者はD2を主張)
【下29】	東京地判昭和五七年三月一九日判タ四七五号一一六頁	外形自己作出型	C1 (否定)

【最23】	最（一小）判昭和五十七年七月一日民集三六卷六号八九一頁（62）	外形自己作出型	AまたはC1【最6】を引用（否定）
【下30】	大阪高判昭和五十八年二月一六日判タ四九六号一一〇頁（63）	外形自己作出型	C1（否定）
【下31】	東京地判昭和五十八年二月二五判時一〇九〇号一三七頁	外形他人作出型	D2（D1）
【下32】	東京地判昭和五十八年七月一九日判時一一〇二号七七頁	外形他人作出型	C1（否定）
【下32 a】	福岡高那覇支判昭和五十八年九月七日昭和五十六年（ホ）五九号LEX/DB-22800090	外形自己作出型	C1
【下33】	東京高判昭和五十八年一〇月三一日行裁集三四卷一〇号一八七九頁（64）	外形自己作出型	C1【最12】を引用
【下34】	浦和地判昭和五十八年一月一八日判時一一一十一号一三一頁	外形他人作出型	C1（否定）、D2＝E1（否定）
【下34 a】	東京地判昭和五十九年一月一九日下民集三五卷一〇四号一頁（65）	外形自己作出型	C1（権利能力なき社団事例・否定）
【下34 b】	大阪高判昭和五十九年四月二六日昭和五十八年（ホ）六六四号LEX/DB-22800046	外形他人作出型	F（登記は有効）（当事者はC2等を主張）
【下34 c】	千葉地判昭和五十九年六月二八日判時一一三八号一三五頁（66）	外形自己作出型	E2（否定）
【下35】	大阪高判昭和五十九年一月二〇日高民集三七卷三十三号二五頁（上告審）（67）	外形他人作出型	B1・E1
【下36】	大阪高判昭和六〇年一月二九日判タ五五〇号一四六頁	外形他人作出型	D2
【下37】	東京高判昭和六〇年一月二九日判時一一四四号九二頁（68）	外形他人作出型	D2＋E1（外觀尊重・取引保護の要請）
【下38】	東京高判昭和六〇年四月二四日判時一一五四号八五頁（69）	外形他人作出型	F（否定）、C1（否定）、B1・B2（否定）
【下39】	東京高判昭和六〇年四月二四日東高民時報三六卷四二五号七七頁	外形他人作出型	D2＝E1＝B1（否定）
【下40】	横浜地判昭和六一年二月二六日判タ六〇五号五五頁	外形他人作出型	C1（否定）
【下41】	仙台高判昭和六一年三月二八日判タ六二二号一一〇頁（70）	外形自己作出型	A（否定）、B1ないしE1（否定）
【下41 a】	東京地判昭和六一年一〇月二七日判タ六三二号一七九頁（71）	外形自己作出型	F（四七八条）（否定）、E1＋C1（否定）
【最24】	最（三小）判昭和六一年一月一八日裁判集民事一四九号一一五頁（72）	外形自己作出型	AないしC1（否定）
【最25】	最（三小）判昭和六二年一月二〇日訟務月報三三三卷九号二二三四頁（73）	外形他人作出型	C1【最10】【最14】等を引用
【下41 b】	大阪地判昭和六二年二月二〇日判時一二八二号一三九頁（74）	外形他人作出型	C1（否定）、F（二〇条の法意の類推）
【下42】	名古屋高判昭和六二年一〇月二九日判時一二六八号四七頁	外形他人作出型	C1（否定）
【下43】	高松高判昭和六三年三月三一日判時一二八二号一二五頁（75）	外形他人作出型	C2
【下43 a】	仙台高判昭和六三年九月二六日労民集三九卷五号四七三頁（76）	外形自己作出型	A・C1（否定）、B2（否定）

【下43b】	大阪地判昭和六三年二月二日訟務月報三五卷六号九五三頁	外形他人作出型	C1（最12）を用い
【下43c】	釧路地北見支判平成元年四月二五日昭和五〇年(ワ)八号LEX/DB-22006215	外形自己作出型	B1・B2（否定）
【下44】	東京高判平成元年二月二日判時一三三八号一三三頁(ワ)	外形他人作出型	A
【下45】	東京高判平成二年二月三日判時一三四八号七八頁	外形他人作出型	C1
【下45a】	東京高判平成三年三月二〇日判時一三八八号五〇頁(ワ)	外形他人作出型	C2 + F（四七八条）
【下45b】	東京高判平成三年八月八日金法一三一七号一七頁(ワ)	外形他人作出型	C2（否定）
【下46】	東京地判平成三年一〇月九日判時一四四五号一五八頁(ワ)	外形他人作出型	C1?（条文的挙示なし）（否定）
【下46a】	福井地判平成四年一月一七日判タ八四号一五二頁(ワ)	外形自己作出型	C1（否定）、F（二〇条類推）（否定）
【下47】	東京地判平成四年四月一四日判時一四二五号六一頁(ワ)	外形自己作出型	C1（否定）
【下47a】	東京地判平成四年九月一八日判時一四五八号六六頁	外形他人作出型	C1（否定）、D2（否定）
【最26】	最（三小）判平成四年二月一五日平成四年(ワ)一六四二号LEX/DB-22606363	外形他人作出型	C1（第一審判断を維持。最12）を用い
【下47b】	大阪地判平成六年三月三〇日判時一五三六号七四頁	外形自己作出型	A? C1 = D1?（最12）を用い
【下47c】	東京地判平成七年一月二六日判時一五四七号八〇頁	外形自己作出型	D2（権利能力なき社團事例）
【下47d】	名古屋高判平成七年一月二七日判タ九〇五号一八九頁（差戻控訴審）	外形自己作出型	AまたはC1（否定）（最6）を用い
【下48】	浦和地判平成七年三月二二日金法一四二三号四八頁	外形他人作出型	C1
【下48a】	東京地判平成七年二月一三日判時一五七五号六八頁	外形自己作出型	F（有効性認定）（当事者はC1を主張）
【下48b】	東京地判平成七年二月二五日判時一五七九号九九頁	外形他人作出型	B2 + F（正当の事由）
【下48c】	東京地判平成八年一月三日判タ九一八号一五五頁	外形他人作出型	C1（否定）、F（表見代理）（否定）
【下49】	東京地判平成八年二月二六日判タ九五三号一八六頁	外形他人作出型	C1（否定）
【下49a】	仙台地判平成九年二月二七日判タ九六四号五九頁(ワ)	外形自己作出型	F（四七八条（当事者はC1を主張）
【下50】	那覇地沖繩支判平成九年三月二四日平成七年(ワ)二八九号LEX/DB-28222154	外形他人作出型	C1（否定）
【下50a】	神戸地伊丹支判平成九年一〇月三〇日判タ九七四号二四二頁	外形他人作出型	C1（否定）
【下51】	東京地判平成九年二月八日判タ九七六号一七七頁(ワ)	外形他人作出型	C1（否定）、F（九六条三項）
【最27】	最（一小）判平成九年二月一八日訟務月報四五卷三三六号九三頁(ワ)	外形自己作出型	C1（原審判断維持）

【下52】	東京地判平成九年二月二五日金商一〇四四号四〇頁 ⁽⁸⁶⁾	外形他人作出型	C1
【下53】	名古屋地判平成一〇年一月三〇日平成八年(ワ)三三九四号LEX/DB-2805658	外形自己作出型	AないしC1
【下54】	東京地判平成一〇年三月三一日金法一五三四号七八頁 ⁽⁸⁷⁾	外形自己作出型	C1
【下55】	東京高判平成一〇年一〇月二八日判タ一〇〇六号二〇七頁 ⁽⁸⁸⁾	外形自己作出型	C1(否定)
【下56】	福岡高判平成一一年六月二九日判タ一〇二六号二〇一頁	外形自己作出型	C1
【下57】	東京地判平成一一年九月二七日高民集五三卷二二一九九頁 ⁽⁸⁹⁾	外形他人作出型	C1
【下58】	東京高判平成二二年七月二七日判時一七二三号五一頁 ⁽⁹⁰⁾	外形自己作出型	C1(否定)
【下58 a】	東京高判平成二二年二月一四日判時一七五五号六五頁 ⁽⁹¹⁾	外形他人作出型	C1(否定)(最12)を引用)
【最28】	最(三小)判平成二二年二月一九日裁判集民事二〇〇号二五七頁 ⁽⁹²⁾	意思外形非対応型	D2(建物肯定・建物敷地否定)
【下58 b】	広島高判平成二三年一月一五日家月五四卷九号一〇八頁 ⁽⁹³⁾	外形他人作出型	F(黙示の死因贈与の成立認定)
【下58 c】	福岡高判平成一四年一月二八日訟月四九卷一〇号二一九八頁 ⁽⁹⁴⁾	外形自己作出型	F(一〇条の法意)ないしC1(否定)
【最29】	最(二小)判平成一五年六月一三日裁判集民事二一〇号一四三頁 ⁽⁹⁵⁾	外形他人作出型	D2(ⅡC2)(否定)
【下58 d】	東京地判平成一六年一月二二日判時一八六七号七〇頁 ⁽⁹⁶⁾	外形他人作出型	C1(最25)を引用(否定)
【下58 e】	大阪高判平成一六年六月三〇日民集六〇卷八号三二一六頁 ⁽⁹⁷⁾	外形自己作出型	C1(傍論)
【下58 f】	仙台高判平成一六年七月一四日判時一八八三号六九頁 ⁽⁹⁸⁾	外形自己作出型	C1
【下59】	東京地判平成一六年九月一五日平成一五年(ワ)一一二六号LEX/DB-28092461	外形他人作出型	C2(否定)
【下60】	東京地判平成一六年九月一七日平成一四年(ワ)一八二八号LEX/DB-28092556	外形他人作出型	AまたはC1(否定)
【下61】	大阪高判平成一六年一月一七日判時一八九七号一七頁 ⁽⁹⁹⁾	外形他人作出型	C1
【下61 a】	東京地判平成一七年三月三〇日平成一五年(ワ)二五四五六号LLI-06031401	外形他人作出型	A(否定)、D2(否定)、E2・B1・B1(否定)
【下61 b】	東京地判平成一七年六月一七日平成一六年(ワ)二八六六号LLI-06032284	外形自己作出型	C1またはB2(否定)
【最30】	最(一小)判平成一八年二月二三日民集六〇卷二二五五六頁 ⁽¹⁰⁰⁾	外形他人作出型	C2
【下61 c】	大阪高判平成一八年一月二三日登記情報五六〇号八九頁	外形他人作出型	C1(否定)

- (18) 松岡・【下35】評釈一〇五頁。
- (19) 川井・【最29】評釈七一頁。
- (20) 九四条二項類推適用法理なるものが、戦前の禁反言の直接適用法理がとりあえずの条文根拠を同条項に求めただけのものであった、という経緯からすれば、類推適用法理の限界づけを探る方向性としては、禁反言構成の要件判断と同一である（Ⅱ）の方向性が正しく、九四条二項そのものの条文構造の側からこの法理の限界づけを行おうとする（Ⅰ）の方向性や、さらにいえば、九四条二項そのものに関するフランス・ドイツとの比較法や旧民法・現行民法の沿革論から（同条項の「本来適用」の論点ではなくして）「類推適用」の判例法理を検討する方向性は、基本発想として正しくないように思われるが、いかがであらうか。たかだかそれは、九四条二項それ自体の解釈からは、無権利者からの取得者をほとんど保護することはできない、という当然に予想される結論を導くだけであらう。
- (21) 中舎・前掲注（1）四二三頁。
- (22) 「本件評釈」片山金章・法学新報四四卷一一号（昭和九年）一六八頁、水口吉蔵・法律論叢（明治大）一三卷一一―一二号（昭和九年）六三頁、板木郁郎・法と経済（立命館大）三卷一号（昭和一〇年）一九五頁、石田文次郎・法学論叢（京大）三二卷三号（昭和一〇年）一三七頁、我妻栄『判例民事法（昭和九年度）』（有斐閣、昭和一六年）（六七事件）二〇一頁、幾代通『銀行取引判例百選』（別ジュリ六号、昭和四一年）四四頁。
- (23) 「本件評釈」於保不二雄・法学論叢（京大）三四卷四号（昭和一一年）一五八頁、中川善之助・民商三卷五号（昭和一一年）二二四頁、福島四郎・法と経済（立命館大）五卷五号（昭和一一年）一三一頁、銀行判例一五卷五号（昭和一一年）四〇頁、川島武宜『判例民事法（昭和一〇年度）』（有斐閣、昭和一一年）（二二九事件）五一八頁。
- (24) 「本件評釈」近藤英吉・民商八卷三号（昭和一三年）一三一頁、浅井清信・法と経済（立命館大）一〇卷四号（昭和一三年）二二〇頁、内田力蔵『判例民事法（昭和一三年度）』（有斐閣、昭和一四年）（三八事件）一四二頁。
- (25) 「本件評釈」石田文次郎・法学論叢（京大）三九卷一号（昭和一三年）一七五頁、松坂佐一・民商八卷二号（昭和一三年）九九頁、梶田年・法学新報四八卷八号（昭和一三年）一五八頁、四宮和夫『判例民事法（昭和一三年度）』（有斐閣、昭和一四年）（二二事件）八六頁。

- (26) 「本件評釈」谷口知平・銀行論叢三三卷五号(昭和十四年)二二頁、山木戸克己・民商九卷六号(昭和十四年)七三頁、梶田年・法学新報四九卷六号(昭和十四年)一六五頁、四宮和夫「判例民事法(昭和十三年度)」(有斐閣、昭和十四年)一六一事件」六〇六頁。
- (27) 「本件評釈」石田喜久夫・民商二九卷二号(昭和十九年)四四頁、加藤一郎・法協七二卷六号(昭和三十年)一四〇頁。
- (28) 「本件評釈」石田喜久夫・民商二九卷五号(昭和十九年)三四頁、深瀬忠一・自治研究三二卷四号(昭和三十一年)一六八頁、田中成志・法協九七卷一號(昭和五十五年)一四一頁。
- (29) 「本件評釈」柚木馨・民商三三卷一號(昭和三十年)三〇頁、川添利起「最高裁判所判例解説民事篇(昭和二十九年度)」(法曹会、昭和三十年)「七六事件」一二〇頁、川本権祐・民事研修一三三號(昭和三十四年)三七頁、米倉明・法協一〇六卷六号(平成元年)二二七頁。
- (30) 「本件評釈」乾昭三・法時三五卷七号(昭和三十八年)八一頁、舟橋諄一・民商四八卷六号(昭和三十八年)一〇四頁、真船孝允「最高裁判所判例解説民事篇(昭和三十七年度)」(法曹会、昭和三十八年)「二四七事件」四八六頁、金山正信・同志社法学八三号(一五卷四号、昭和三十九年)八〇頁、星野英一・法協八一卷五号(昭和四〇年)一三三頁。「差戻上告審」最(三小)判昭和四三年三月一九日民集二二卷三三六八八頁。
- (31) 「上告審」最(二小)判昭和三八九年九月二〇日民集一七卷八号一〇〇六頁……「上告審評釈」加藤正男・民商五〇卷四号(昭和三十九年)一〇〇頁、星野英一・法協八二卷四号(昭和四一年)一〇六頁、瀬戸正二「最高裁判所判例解説民事篇(昭和三八年度)」(法曹会、昭和四一年)「五七事件」二三〇頁、石川利夫①「不動産取引判例百選」(別ジュリ一〇号、昭和四一年)一九四頁、同②「同(増補版)」(別ジュリ一〇号、昭和五二年)一九四頁。
- (32) 「本件評釈」四宮和夫・民商五〇卷二号(昭和三十九年)八九頁、星野英一・法協八二卷三三三號(昭和四一年)八〇頁、枅田文郎「最高裁判所判例解説民事篇(昭和三八年度)」(法曹会、昭和四一年)「四八事件」一八〇頁。
- (33) 「本件評釈」香川保一・登記研究二二四号(昭和四一年)一二頁、於保不二雄・民商五五卷四号(昭和四二年)一一一頁、高津幸一・法協八四卷二号(昭和四二年)一一六頁、豊水道祐「最高裁判所判例解説民事篇(昭和四一年度)」(法曹会、昭和四二年)「二三事件」一〇七頁、東法子・手形研究二七七号(二二卷一三三號、昭和五三年)二二頁。

- (34) 「本件評釈」 増田幸次郎・民商五九卷六号（昭和四四年）一八〇頁。（上告審）最（一小）判昭和四四年七月一〇日民集二三卷八号一四二三頁……〔上告審評釈〕 本間義信・民商六三卷一号（昭和四五年）六五頁、藤原淳一郎・法学研究（慶応大）四三卷二二号（昭和四五年）六九頁、柳川俊一『最高裁判所判例解説民事篇（昭和四四年度・下）』（法曹会、昭和四六年）（七四事件）七五一頁、船越隆司『宗教判例百選』（別ジュリ三七号、昭和四七年）四六頁、五十部豊久『民事訴訟法判例百選（第二版）』（別ジュリ七六号、昭和五七年）五六頁、谷口安平『宗教判例百選（第二版）』（別ジュリ一〇九号、平成三年）一〇二頁、中島弘雅①『民事訴訟法判例百選Ⅰ』（別ジュリ一一四号、平成四年）一〇二頁、同②『同（新法対応補正版）』（別ジュリ一四五号、平成一〇年）一〇二頁、八田卓也『民事訴訟法判例百選（第三版）』（別ジュリ一六九号、平成一五年）四二頁。
- (35) 「本件評釈」 須永醇・判評一〇三三三（判時四八三三三、昭和四二年）七頁。
- (36) 「本件評釈」 本城武雄・民商五七卷四号（昭和四三年）一二二頁、乾昭三・法時四〇卷一号（昭和四三年）一〇三頁、星野英一・法協八五卷四号（昭和四三年）一一五頁、竹村勢亀・民事月報二三卷五号（昭和四三年）七八頁、豊水道祐『最高裁判所判例解説民事篇（昭和四二年度）』（法曹会、昭和四六年）（二八事件）一四六頁。
- (37) 「本件評釈」 谷田貝三郎・判評一一〇号（判時五〇七号、昭和四三年）二七頁、谷口知平・民商五八卷一号（昭和四三年）一〇八頁……〔所収〕『民法論Ⅰ総論・物権の研究』（信山社、昭和六三年）二二三頁、星野英一・法協八五卷六号（昭和四三年）九四頁、後藤静思『最高裁判所判例解説民事篇（昭和四二年度）』（法曹会、昭和四六年）（六六事件）三五五頁、宮内竹和『家族法判例百選（新版）』（別ジュリ四〇号、昭和四八年）二六一頁、伊藤昌司・法セ二七五号（昭和五三年）一三頁、山本進一『家族法判例百選（第三版）』（別ジュリ六六号、昭和五五年）二二三頁。
- (38) 「本件評釈」 鈴木重信①・金法五三三三三（昭和四四年）二二頁、同②・登記先例解説集一〇卷二号（昭和四五年）六三頁、同③『最高裁判所判例解説民事篇（昭和四三年度・下）』（法曹会、昭和四六年）（二六事件）一一八九頁、金山正信・法時四一卷八号（昭和四四年）一三二頁、川村俊雄・民商六〇卷六号（昭和四四年）九三頁、星野英一・法協八七卷五号（昭和四四年）六六頁、月岡利男『新演習民法破棄判例（総則・物権）』（法律文化社、平成元年）四四頁。
- (39) 「本件評釈」 船越隆司・金商一九五号（昭和四五年）二頁、田中実・民商六二卷三号（昭和四五年）九七頁、高森八四郎・法時四二卷六号（昭和四五年）一二三頁、加藤雅信・法協八八卷五〇六号（昭和四六年）一〇四頁、千種秀夫『最高裁判所判

慶應の法律学 民事法

(40) 判例集未登載。野田宏「最高裁民事破棄判決の実状(四)」判時五九二号(昭和四五年)二〇頁の紹介による。

(41)〔本件評釈〕境一郎・判評一三六号(判時五九〇号、昭和四五年)二九頁、於保不二雄・民商六三卷一号(昭和四五年)一

二六頁、江頭憲治郎・法協八八卷一号（昭和四六年）一〇〇頁、新山雄三・法学（東北大）三七卷一号（昭和四八年）一六九頁

「最高裁判所判例解説民事篇（昭和四四年度・下）」（法曹会、昭和四六年）〔八四事件〕八五五頁、小橋二郎①『手形

小切手判例百選（新版・増補）』（別ジュリ二四号、昭和五一年）二五八頁、同②『同（第三版）』（別ジュリ七二号、昭和五六年）二四頁。

(42) 〔本件評釈〕 米山隆・法と政治（関西学院大）二三巻一号（昭和四七年）六一頁。

(43) 〔本件評釈〕 四宮和夫・法協八八卷三号（昭和四六年）八三頁、金山正信・民商六四卷一号（昭和四六年）八八頁、柳川俊

「最高裁所半傍解説民事篇（昭和四五年度・上）」（法曹会 昭和四六年）〔四事件〕二九頁。

〔三六事件〕二二六頁、昭和三十六年、（法曹会）「最高裁判所半傍解読」專篇（昭和四十五年度・上）

川上儀一・民南六四卷三三號（昭和四六年）九〇頁
木下毅・法協八八卷一一二號（昭和四六年）一一六頁、東法子・手形研
究四三三三號（三四卷一號、平成二年）一〇頁。

(4) 〔本件評釈〕下森定・判評一四五号(判時六一八号、昭和四六年)一五頁、遠藤浩①・民商六八卷三号(昭和四八年)一五

四頁 同(三) 且事確修四三五号(平成五年)二二頁 山本進一『昭和四五年度重要判例解説』(ジュリ臨増四八二号、昭和四六

年）三九頁、横山長（最高裁判所判例解説民事篇〔昭和四五・下〕（法曹会、昭和四六年）五九事件）五六二頁、高森四郎①『不動産取引判例百選（増補版）』（別ジュリ一〇号、昭和五二年）二三四頁、同②『同（第二版）』（別ジュリ一二号、

平成三年）六四頁。

(4) 〔本件評釈〕 高島平蔵・判評 四九号(判時六三〇号、昭和四六年) 八頁、新関輝夫・法学論叢(福岡大) 一六卷二号(昭

度・下】(法曹会、昭和四十六年)一八五頁、石田喜久夫・民商六五卷三三號(昭和四十六年)四七頁、橫山長「最高裁判所判例解説民事篇(昭和四十五年和四十六年)」(六八事件)六六四頁、浜上則雄・法時四四卷三三號(昭和四十七年)一二六頁、鈴木重信①【民

法判例百選Ⅰ総則・物権』（別ジュリ四六号、昭和四九年）六〇頁、同②『同（第二版）』（別ジュリ七七号、昭和五七年）六六頁、同③『同（第三版）』（別ジュリ一〇四号、平成元年）五八頁、星野英一・法協八九卷六号（昭和四七年）一二二頁、中井英雄『民法の判例（第三版）』（ジュリ増、昭和五四年）一九頁、磯村保①『民法判例百選Ⅰ総則・物権（第四版）』（別ジュリ一三六号、平成八年）五四頁、同②『同（第五版）』（別ジュリ一五九号、平成一三年）五四頁、小林英樹・研修五七六号（平成八年）一〇五頁、高山満①・金法一四三三三号（平成七年）七四頁、同②『金融判例一〇〇』（金法一五八一号、平成一二年）八二頁。

(47) 『本件評釈』鈴木重信①・金法六〇五号（昭和四六年）三二頁、同②『最高裁判所判例解説民事篇（昭和四五年・上）』（法曹会、昭和四六年）（五二事件）四八六頁、同③『民法判例百選Ⅰ総則・物権』（別ジュリ四六号、昭和四九年）六二頁、同④『同（第二版）』（別ジュリ七七号、昭和五七年）六八頁、同⑤『同（第三版）』（別ジュリ一〇四号、平成元年）六〇頁、村松俊夫・金法六一一号（昭和四六年）二〇頁、幾代通・判評一四八号（判時六二七号、昭和四六年）一四頁、鈴木祿弥②生懸長幸・判タ二六〇号（昭和四六年）九七頁、星野英一・法協八九卷七号（昭和四七年）一二二頁、玉田弘毅・民商六七卷六号（昭和四八年）一三八頁、下森定『現代判例民法学の課題（森泉章教授還暦記念論集）』（法学書院、昭和六三年）八七頁、小林資郎『不動産取引判例百選』（別ジュリ一二二号、平成三年）一〇四頁、伊藤進①『民法判例百選Ⅰ総則・物権（第四版）』（別ジュリ一四六号、平成八年）五六頁、同②『同（第五版）』（別ジュリ一五九号、平成一三年）五六頁、同③『同（第五版新法対応補正版）』（別ジュリ一七五号、平成一七年）五六頁。

(48) 『本件評釈』伊藤進・金商二八一号（昭和四六年）二頁、山本和敏・判タ二七〇号（昭和四七年）六九頁。

(49) 『本件評釈』田中実・判評一六三三三（判時六七三三三、昭和四七年）一八頁、吉田真澄・判タ二七九号（昭和四七年）七二頁、安永正昭・民商六七卷四号（昭和四八年）八八頁、高島平蔵『昭和四七年度重要判例解説』（ジュリ臨増五三三三三、昭和四八年）四三頁、石田穰・法協九〇卷一二二（昭和四八年）九〇頁、宇佐見大司・名古屋大学法政論集五八号（昭和四八年）一九七頁、千種秀夫『最高裁判所判例解説民事篇（昭和四七年度）』（法曹会、昭和四九年）（八事件）五〇頁。

(50) 『本件評釈』藤原弘道・民商六八卷五号（昭和四八年）一四〇頁、鈴木弘『最高裁判所判例解説民事篇（昭和四七年度）』（法曹会、昭和四九年）（六八事件）六二九頁、四宮和夫・法協九一卷三三（昭和四九年）一七四頁、高島平蔵・法七二四四号

(昭和五〇年) 一〇八頁。

(51) 「本件評釈」 石田喜久夫・民商六九卷四号(昭和四九年) 一四三頁、田尾桃二『最高裁判所判例解説民事篇(昭和四七年度)』(法曹会、昭和四九年)「三六事件」二九一頁。(原審評釈) 中尾英俊・判評一三四号(判時五八四号、昭和四五年) 一五頁。

(52) 「本件評釈」 渋谷光子・ジュリ五六六号(昭和四九年) 一一二頁。

(53) 「本件評釈」 吉田真澄・同志社法学一二八号(二五卷) 号、昭和四九年) 五九頁、水辺芳郎・日本法学三九卷三号(昭和四九年) 一二一頁、藤原弘道・民商七〇卷三号(昭和四九年) 一二一頁、米倉明・法協九二卷二号(昭和五〇年) 五七頁、田尾桃二『最高裁判所判例解説民事篇(昭和四八年度)』(法曹会、昭和五二年)「二事件」一〇頁。

(54) 「本件評釈」 倉田卓次・金法七六八号(昭和五〇年) 一八頁。

(55) 「本件評釈」 田中克志・法時四九卷六号(昭和五二年) 一二五頁。

(56) 「本件評釈」 不動産鑑定一五卷九号(昭和五三年) 一〇六頁、武藤節義・不動産法律セミナー九卷一一号(昭和五三年) 三五頁、森泉章①・Law School 四号(二卷) 号、昭和五四年) 一〇六頁、同②・判タ三九〇号(昭和五四年) 六頁。

(57) 「本件評釈」 浜川清『地方自治判例百選』(別ジュリ七一) 号、昭和五六年) 一六六頁。

(58) 「本件評釈」 小橋一郎・商事法務九八七号(昭和五八年) 七一頁。

(59) 「本件評釈」 登記研究三九六号(昭和五五年) 四九頁、石田喜久夫『昭和五五年度民事主要判例解説』(判タ臨増四三九頁、昭和五六年) 二八頁。

(60) 「本件評釈」 鷺岡康雄①・ジュリ七四八号(昭和五六年) 七一頁、同②『最高裁判所判例解説民事篇(昭和五六年度)』(法曹会、昭和六一年)「一九事件」二九八頁、森泉章・民商八六卷一号(昭和五七年) 一二一頁、三島宣也『昭和五六年度重要判例解説』(ジュリ臨増七六八号、昭和五七年) 五八頁、五十嵐清・判タ四七二号(昭和五七年) 四頁、吉田邦彦・法協一〇〇卷四号(昭和五八年) 一二二頁、村田彰・法学志林八四卷一号(昭和六一年) 七九頁。

(61) 「本件評釈」 谷口知平・民商八七卷五号(昭和五八年) 一〇四頁。

(62) 「本件評釈」 太田豊①・ジュリ七七九号(昭和五七年) 六六頁、同②・季刊実務民事法一号(昭和五八年) 二二六頁、同③『最高裁判所判例解説民事篇(昭和五七年度)』(法曹会、昭和六二年)「二八事件」四八六頁、中尾英俊①・法教二八号(昭和五七年度) 一〇八頁。

(63) 「本件評釈」 谷口知平・民商八七卷五号(昭和五八年) 一〇四頁。

- [illegible]

- (69) 〔本件評釈〕 内田勝一・前掲注(67) 一〇一頁。
- (70) 〔本件評釈〕 武尾和彦・法時五九卷七号(昭和六二年) 九三頁。
- (71) 〔本件評釈〕 中馬義直・手形研究三九六号(三一巻一号、昭和六二年) 四頁、堀内仁・手形研究三九八号(三一巻三号、昭和六二年) 四五頁、松本崇・金商七六四号(昭和六二年) 四二頁、宮川不可止Ⅱ谷啓輔・手形研究四〇一号(三一巻六号、昭和六二年) 四頁、牧山市治・金法一一七〇号(昭和六二年) 一九頁。
- (72) 〔本件評釈〕 鎌田薫・法七三九〇号(昭和六二年) 九二頁、堀内仁・手形研究四〇二号(三一巻七号、昭和六二年) 五〇頁、高森八四郎・民商九六卷六号(昭和六二年) 九九頁、石塚章夫『昭和六二年度主要民事判例解説』(判タ臨増六七七号、昭和六三年) 二四頁。
- (73) 〔本件評釈〕 橘素子・国税速報五九一二号(平成一九年) 一二頁。
- (74) 〔本件評釈〕 松久三四彦・判評三六一号(判時一二九七号、平成元年) 三九頁。
- (75) 〔本件評釈〕 菅野佳夫・判タ六八七号(平成元年) 三六頁、織田博子・法時六一巻九号(平成元年) 一〇八頁。
- (76) 〔本件評釈〕 新谷眞人・季刊労働法一五一号(平成元年) 一四八頁。
- (77) 〔本件評釈〕 本田純一・法七四二九号(平成二年) 一二〇頁、安永正昭・判評三八一号(判時一三五八号、平成二年) 二四頁、奥田昌道・リマックス二号(平成三年) 一二〇頁。
- (78) 〔本件評釈〕 川田悦男・金法一二九二号(平成三年) 二頁、渡辺博己・手形研究四五八号(三五巻一二号、平成三年) 三〇頁、池田真朗・判タ七七一号(平成四年) 二七頁、菅野佳夫・リマックス四号(平成四年) 四六頁、塚原朋一・金法一三一一号(平成四年) 一四頁、中山幾次郎『平成三年度主要民事判例解説』(判タ臨増七九〇号、平成四年) 五八頁、辻義教・法時六四巻二二号(平成四年) 九三頁、東法子・手形研究四七三三号(三六巻一三三三号、平成四年) 一二頁。
- (79) 〔本件評釈〕 後藤卷則・法七四五六号(三七巻一二号、平成四年) 一三三頁。
- (80) 〔本件評釈〕 田中淳子①・法時六六巻二二号(平成六年) 一〇六頁、同②・田中淳子・愛知学院大学法研会論集一一巻二号(平成七年) 一〇七頁。
- (81) 〔控訴審〕 名古屋高金沢支判平成五年一月二九日判タ八四一号一五〇頁……〔控訴審評釈〕 石原直樹『平成六年度主要民

- 事判例解説』（判タ臨増八八二号、平成七年）三二〇頁。（上告審）最（二小）判平成二〇年七月三日裁判集民事一八九号一頁……〔上告審評釈〕木ノ下一郎・地方財務五三四号（平成一〇年）一六二頁、太田幸夫『平成一〇年度主要民事判例解説』（判タ臨増一〇〇五号、平成一一年）二八六頁。（差戻控訴審）名古屋高判平成一〇年二月一八日判タ一〇二七号一五九頁。
- (82) 〔本件評釈〕上井長久・判評四〇八号（判時一四三九号、平成五年）三〇頁、吉田徹・税理三六卷三号（平成五年）一八六頁、渡辺徹也・シュトイエル三七七号（平成五年）一頁、首藤重幸『国際租税法の最近の動向』（租税法研究二二号、平成五年）二二七頁、行政法実務研究会・税四八卷一（平成五年）一五〇頁。
- (83) 〔本件評釈〕菅野佳夫・判タ九六四号（平成一〇年）五九頁。
- (84) 〔本件評釈〕山本博『平成一〇年度主要民事判例解説』（判タ臨増一〇〇五号、平成一一年）三八頁。
- (85) 〔本件評釈〕島村芳見・税務事例三一巻一（平成一一年）一八頁。
- (86) 〔本件評釈〕西尾信一・銀行法務二五五一号（平成一〇年）六〇頁。
- (87) 〔本件評釈〕荒木新五・判タ九九五号（平成一一年）四八頁。
- (88) 〔本件評釈〕大工強『平成一一年度主要民事判例解説』（判タ臨増一〇三六号、平成一二年）二四頁。
- (89) 〔控訴審〕東京高判平成一二年二月二〇日高民集五三巻二一七〇頁……〔控訴審評釈〕田原睦夫・金法一六三〇号（平成一三年）四頁、鎌田正聰・季刊不動産研究四四巻二（平成一四年）六八頁、徳本伸一・判評五二〇号（判時一七七九号、平成一四年）一八頁、桐ヶ谷敏三『平成一三年度主要民事判例解説』（判タ臨増一〇九六号、平成一四年）四二頁。
- (90) 〔本件評釈〕石田剛・判タ一〇五四号（平成一三年）五五頁。
- (91) 〔本件評釈〕鎌野邦樹・リマークス二五号（平成一四年）三四頁、中舎寛樹・金法一六五二号（平成一四年）一一頁。
- (92) 〔本件評釈〕石田剛・法七五五八号（平成一三年）一〇九頁、最新実務判例研究会・法令ニュース三六巻六号（平成一三年）二〇頁、秦光昭・金法一六一五号（平成一三年）四頁、荒木新五・Credit & Law 一四一（平成一三年）四〇頁、小野秀誠・金商一二二〇号（平成一三年）六三頁、武川幸嗣①・法教二五一号（平成一三年）一二七頁、同②・民商一二五巻二（平成一三年）七四頁、中舎寛樹・リマークス二四号（平成一四年）一八頁、磯村保・判例セレクト01（法教二五八号別冊付録、平成一四年）一五頁、中野宏一『平成一三年度主要民事判例解説』（判タ臨増一〇九六号、平成一四年）四六頁、中山布紗・九大

- 122

